資料４-2

令和元年12月２４日

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度の見直しについて（案）

〇概要

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおいて「車いす使用者用駐車区画」と、車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方のための「ゆずりあい駐車区画」をご利用いただくための利用証を大阪府が交付する制度。（平成26年２月開始）

〇現状

・利用証の有効期限はけが人等を除き3年間。

（全国のなかで最短：平成29年度国土交通省調査に基づく）

・平成29年度より更新申請が本格的に開始。

・制度が定着し、運用に支障が生じるような利用証の不適正利用は発生していない。

・利用証交付延べ数および駐車区画数。（令和元年11月末日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 車いす使用者用駐車区画 | ゆずりあい駐車区画 |
| 利用証交付延べ数 | 3,186枚 | 9,151枚 |
| 駐車区画数 | 1,205区画 | 827区画 |

〇見直しの方向性（案）

有効期限を「５年」に延長する。

理由：利用者の更新申請手続きにおける負担感の軽減や、他府県の動向による。

◇参考（近畿府県の状況）

|  |  |
| --- | --- |
| 府　県 | 有効期限  （けが人等を除く） |
| 滋 賀 県 | ５年 |
| 京 都 府 | ５年 |
| 兵 庫 県 | ５年 |
| 奈 良 県 | ５年 |
| 和歌山県 | ５年 |